

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

発行所 NPO ピースデポ(平和資料協同組合)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動:
法人 Pacific Campaign for Disarmament and Security)
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3 3 1 日吉グリーネ102号
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:office@peacedepot.org
http://www.peacedepot.org

編集責任者 梅林宏道 郵便振替 口座番号: 00250 1 41182 加入者名: 特定非営利活動法人ピースデポ

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

161 02/4/15

¥100

国際的インパクトを生むか?

日本の成績表、国連に登場

他のNGOもさまざまな成績評価

2005年NPT再検討会議に向けた準備委員会が4月8日、ニューヨークの国連本部で始まった。ピースデポは、参加した外交官やNGOに「核軍縮:日本の成績表」を配布した。準備委員会に寄せる私たちの大きな関心は大別して二つあった。米国の一国主義的行動に対して「国際法の支配」を再確認すること、2000年会議で合意した最終文書の実行を点検し促進すること、である。ここでは、後者に関係して、核軍縮に関する13項目合意の実行を監視するNGO活動を紹介する。また、日本の成績表に関する、各地評価会議の様子を続く記事で紹介する。

2005年に開催される第7回NPT(核不拡散条約)再検討会議に向けての第1回準備委員会が、4月8~19日、ニューヨークの国連本部で行われている。2005年まで毎年、準備委員会は開催される。準備委員会における新アジェンダ諸国の主張や日本政府の主張についての報告は、次号以降に紹介する。

政府の間の対話を促進させ、深化させるのに役立つことを期待したい。

日本の他には、次のような例があった。

CND

英国のCND(核軍縮運動)は「英国の核軍縮の記録」と題する報告を提出した。核兵器保有国のなかでも、核軍縮へ

の期待のある国の報告として、貴重なものである。6回目の報告書であるが、そのなかで13項目に対する英国の実行を評価している。日本のように項目ごとの評価を行っているのではなく、注目すべき項目について全般的な評価を行っている。点数を付ける方法をとっていない。「保有核兵器の完全廃棄への明確な

NGOの成績表

日本においては、2000年再検討会議で合意された13項目を中心に(13+2)項目の核軍縮措置について、「核軍縮:日本の成績表」が評価委員会によって作成されてきた(本誌157号)。その2002年度の日本の成績表が3月27日に完成した(内容は2~3ページ参照)。

このような成績表を付けることは、昨年の春以来、各国のNGOの間で話題となってきた。今回、NPT再検討会議準備委員会の会場には、いくつかのNGOによる「成績表」が登場した。手前味噌になるが、その中でも、日本の成績表が、もっとも掘り下げた評価を行っている点で群を抜いていた。この作業の結果、市民と

「核軍縮:日本の成績表」評価委員会が作成した第2案を材料に、全国4個所で各地評価会議が行われた。評価委員が第2案を説明し、参加した市民と意見交換をするというものである。日程と主催団体、参加評価委員、コメンテーター、印象は次の通りであった。

東京会議 3月15日

共催:核兵器廃絶市民連絡会/ピースデポ。評価委員:梅林宏道、仁木三智子。コメント:内藤雅義、上田紘治。

全体として、成績表をどう使うかという

4カ所で評価会議

-- 核軍縮:日本の成績表 --

運動的観点からの関心が強かった。日本政府のなすべき仕事として、被爆の実



3月17日、長崎評価会議

5ページ中段へつづく → ◆

「核軍縮：日本の成績表・2002」

NPT(13+2)項目に関する評価

2002 3 27

右ページに掲載したものは、「核軍縮：日本の成績表」評価委員会が作成した、NPT(13+2)項目に関する2002年度の日本の軍縮努力の評価である。

方法論

これは、2000年5月に核不拡散条約(NPT)再検討会議で全会一致で採択された最終文書の中の、NPT第6条(核軍縮義務)履行のための実際的措置13項目とNPT第7条で日本に深い関係の深い2項目を合わせた(13+2)項目について、2000年5月20日～2002年2月16日にわたる日本政府の履行努力につ

いて、市民の立場から評点を付けたものである。

各項目の履行に向けて、現在の状況で必要であり、日本にとって現実的に可能な「課題」を設定した。課題設定のしかたは、状況に応じて毎年変化する。課題のなかでとくに重要なものを「重要課題」とした。「重要」の判断は、核兵器廃絶の早期達成の観点、それに関係する国際的政治局面の観点、日本の政治局面の観点から行われる。設定した課題にどれだけ取り組んだかを検討して、A～Eの評点を付けた。

A～Eの基準の説明は、右ページ成績表の下段に書いた通りである。

「(付)評価理由の説明」を添付し、課題設定と評点の根拠を示した。(大部分なので本誌には掲載できないが、希望者はピースデポに注文して下さい。)

2005年の次回NPT再検討会議まで、成績表は毎年継続される。

評価は評価委員会によって行われた。委員会の構成メンバーは次の10名である。

(50音順)

梅林宏道(世話人、ピースデポ代表) 黒澤瀧(大阪大学) 竹村泰子(前参議院議員) 田中昭巳(日本被団協) 土山秀夫(元長崎大学学長) 都留康子(東京学芸大学) 仁木三智子(日本YWCA) 平岡敬(元広島市長) 前田哲男(東京国際大学) 森瀧春子(核兵器廃絶をめざすヒロシマの会)

約束」に関しては、「英国は、短期的にも長期的にも、実行する意図があることを示すような目に見えた政策変化はなかった」と述べている。

また、透明性に関しては、「2001年12月に反テロ法を施行し、核施設に関する情報開示を違法にし、核能力についての透明性増大と核軍縮の信頼醸成措置の誓約に違反した」と述べている。

議長のカロル・ノートンさんと、今後、日本の成績表と緊密な連携をもつことを確認した。

核不拡散促進プログラム(PPND)

このプログラムは、英国のマウントバテン国際研究センターに連絡先を置くが、国際的な研究プログラムである。PPNDは、核軍縮に関係する13項目だけではなく、不拡散、普遍性などに関する2000年最終文書の合意内容に関して、評価を行っている。また、どこかの国に対する評価ではなく、各項目ごとに国際的な到達点についての評価と現状分析、それに基づく勧告を行っているのが特徴である。評点はつけていない。

グリーンピース

グリーンピースは、核兵器国を対象に、日本とよく似た方法で点数を付けている。つまり、37個の「ベンチマーク(基準)」を設け、それに対してイエス、ノーの評価を与えて平均点を付けている。ただ、ベンチマークは、13項目に忠実に

沿っているわけではない。

このように二者択一の回答ができる共通のベンチマークを設定する方法は、核兵器国のみを対象にすれば可能であるが、非核兵器国を対象にした場合は、国ごとにベンチマークを変える必要が出てくるであろう。その結果、日本で行ったように、それぞれの国固有の課題設定が必要になると思われる。

軍備管理協会

米国の軍備管理協会(ACA)は、13項目に関して、米国に対する評価を行った。忠実に13項目を追って、米国の現状を評価しているが、評点はつけていない。米国の評価を目的としているが、他の核兵器国の現状についての説明を加えて、米国を相対的に評価できるようにしている。ただし、項目ごとに、すべての核兵器国を網羅的に分析しているわけではない。

リーチング・クリティカル・ウィル

WILPF(自由・平和国際婦人連盟)のプログラムである「リーチング・クリティカル・ウィル(核兵器廃絶の政治意志が臨界に達する、の意)」は、「核軍縮に関するシャドウ・レポート」を作成した。

これは、成績表というより先各国が約束している定期報告義務(13項目の中の第12項目)に因んで、NGOの立場でその見本を提出したものである。

非核兵器国については、1.核配備や

持ち込み、2.核施設の場所と能力、3.核分裂物質の保有、4.核活動(核物質、放射性物質の輸送など)、5.NPT関係の政策、6.ジュネーブ軍縮会議、国連第1委員会などにおける取り組み、各項目について報告している。NPT13項目の実行に関する実績は、主として上記5、6に登場するはずである。

37の主要国について、シャドウ・レポートを作成した意欲的な仕事である。各国政府が、このやり方で報告することを示唆した功績は大きい。ただ、内容的には十分に手がとどいていない感が否めない。たとえば、日本に関する報告を読むと、日本の「核の傘」依存政策にまったく触れていないし、核兵器の第一使用(先制使用)や、CTBT政策の後退などについても記述されていない。

各国の報告は、やはり各国のNGOが取り組むのが望ましいようである。

日本政府の反応

3人の評価委員(森瀧春子、田中昭巳、梅林宏道)が、3月27日に「日本の成績表」を外務省に届けた。そのとき、梅林が1時間余にわたって成績表の方法論や評価の結果について説明をし、今後の評価の充実のために、より積極的な情報の提供を求めた。応対した岡村軍備管理軍縮課長が、極めて熱心に、集中して梅林の説明を聴いていたのが印象的であった。

ニューヨークで、知ったことだが、その

6ページへつづく→◆

| NPT(13+2)措置 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 |
|--------------------------------|------|------|------|------|
| 1 CTBT早期発効 | D | | | |
| 2 核爆発実験のモラトリアム | D | | | |
| 3 CDでFMCTの5年以内妥結をめざす作業プログラム | B | | | |
| 4 CDに核軍縮を扱う下部機関を設置する作業プログラム | C | | | |
| 5 不可逆性の原則 | E | | | |
| 6 保有核兵器の完全廃棄の明確な約束 | E | | | |
| 7 ABM条約の維持強化とSTART過程の促進 | E | | | |
| 8 米・ロ・IAEA三者構想の完成と履行 | D | | | |
| 9 「国際的安定」と「すべてにとって安全保障が減じない原則」 | D | | | |
| a 核兵器の一方的削減 | D | | | |
| b 透明性の増大 | D | | | |
| c 非戦略核兵器の削減 | D | | | |
| d 作戦上の地位の低減 | D | | | |
| e 安全保障政策における核兵器の役割の縮小 | E | | | |
| f 全核兵器国が参加する核兵器廃絶過程 | D | | | |
| 10 余剰になった軍用核分裂物質の国際管理と平和転用 | D | | | |
| 11 究極的目標としての全面かつ完全軍縮 | E | | | |
| 12 ICJ勧告を想起した核軍縮義務の履行に関する定期報告 | D | | | |
| 13 検証能力のさらなる開発 | D | | | |
| +1 法的拘束力のある消極的安全保証 | D | | | |
| +2 非核地帯の設立 | D | | | |

CTBT = 包括的核実験禁止条約、CD = ジュネーブ軍縮会議、FMCT = 兵器用核分裂物質生産禁止条約、ABM条約 = 対弾道ミサイルシステム制限条約、START = 戦略兵器削減条約、IAEA = 国際原子力機関、ICJ = 国際司法裁判所

コメント

日本の核軍縮政策と言われているものが、「核軍縮」より「核不拡散」を向いていることに改めて印象づけられる。日本自身が核兵器依存政策から脱却するかどうか、日本の努力が報われるかどうかの鍵を握っている。日本が核兵器に依存している限り、日本の行動は色眼鏡で見られるであろうし、日本が絶好の影響力を行使できる機会にも、なすべきことができないで終わってしまうおそれが大きい。

与野党を問わず、政治主導が問われている。官僚任せでは、米国依存は脱却できない。

国会論議の中で、評価のために参考になる討論がほとんどないことに気づかされた。被爆国の国会として、核軍縮に関するもっと真剣な討論が欲しい。

一方で、政治主導のもとで働く外務省の軍縮スタッフの数をもっと増やすべきである。軍縮庁設置を真剣に考えよう。評点のDもEも日本政府の努力は落第点であったと考えるべきである。評点の全体評価は「D - (Dマイナス)となりやはり落第点である。

評点の説明

A 「核兵器依存からの脱却」という日本にとって核心的課題にとり組んだ。あるいは、世界的な核軍縮に重要な貢献をした。

B 「重要課題」(「付」評価理由の説明)で下線を引いたものに意欲的に取り組んだ。

C 「課題」の一部にとり組んだ。

D 「課題」「重要課題」にとり組まなかったか、取り組みが極めて不十分であった。幸いにも、そのことが世界的な状況悪化の直接の要因にはならなかった。

E 「重要課題」にとり組まなかった。一部にとり組んだとしても、被爆国として活かすべき貴重な機会を活かさなかった。

有事法制・マエダ便

第3便

2002.4.12(法案の閣議決定前に書かれた文章です。)

前田哲男

法案要綱への視点

3つのポイント

有事法制がようやくその全体像を明らかにした。正確には、この第3便執筆中なお閣議決定に至っていないので「法律案要綱」の分析段階であるが、そこでもはっきりと反時代的ないくつかの特徴
戦事法という「絶滅したはずの狼」が21世紀日本にふたたび甦りつつある決定的な証しを目撃することができる。それは、

歴史的観点に立てば、長らく死語だと考えられてきた明治憲法下の徳目「国家総動員、産業報国、義勇奉公」などの概念を、用語こそ一新したとはいえ復活再生させる「国家統治システムの国権優位への転換」の企図であり、

冷戦期から振り返ると、「ソ連の脅威」に触発され、防衛庁研究グループにより1977年開始された「有事法制研究」以来、連綿とつづいた自民党国防タカ派の宿願が、90年代の「テポドン」不審船「9.11事件」に便乗して到達した「普通の国家」への道のりであり、そして、

日米同盟の流れに即すなら、新ガイドラインでアジア・太平洋の周辺事態に方向づけられ、ブッシュ大統領の「テロとの戦い」に呼応した「テロ対策特別措置法」によりインド洋で事実上行使されるに至った「海外派兵=集団的自衛権獲得」という安保青天井のゴールである。自衛隊が、旧日本軍とちがって日米安保という「へその緒」により米軍と異体同心である事実を照らすとき、新法がそのまま「海外派兵法」「アメリカの戦争支援法」となるのも自明の帰結である。

本質は対米支援の基盤確立

とりわけ「対米要因が法案制定の時期を決定したといえるだろう。現在実施中の「インド洋対米支援作戦」のような自衛隊の海外任務が日米軍事協力の

一般的形態となれば、そしてそれがアメリカのイラク攻撃や北朝鮮攻撃に追随・拡大していくシナリオを描くと、日本国内に従来とことなる軍事支援基盤の確立が求められるのは必然の成り行きとなる。有事法制とは、前便で見たとおり、外に延びる兵站線を支えるための国内における法的基盤整備、つまり「集団的自衛権」と表裏一体をなす軍事インフラ構築の前提条件なのである。けっして「備えあれば憂いなし」などという精神訓話の次元ではない。

改憲なき憲法停止

そのことは当然のことだが、憲法冒頭に「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」と刻み込まれたこの国のかたちが、「法のテロリズム」によって、ニューヨークのツインタワービルと同様、崩落消滅することを意味せずにおかない。憲法は改正されるより先に停止される。下位法の突き上げによって、外形は無傷のように見えてもアフガニスタンの仏像と同様、恥辱のあまり崩れ落ちてしまうのである。小泉内閣成立後一年、初めて断行された「聖域なき構造改革」とは、利権政治の打破でも不況打開策でもなく、有事法制定という「改憲なき憲法停止状況」への突進であった。

武力攻撃事態法案

新法の正式名称は「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」だといふ。政府は略称に「平和安全法案」を用いるらしい。しかしここではあくまで「有事法案」ないし法案の本体をとって「武力攻撃事態法案」と呼ぶことにしよう。なぜなら新法は「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」であるより「武力攻撃事態=アメリカの地域戦争に国外において加担することのほうに重心がかかっているからである。もし「平和安全法案」であるなら、

憲法にそくした安全保障政策を行うこと、または「平和基本法」をつくれれば十分だろう。あるいはまた、安保条約や自衛隊をかりに合憲だと認めたとした場合でも、適用区域は日本国内より一歩も外に出ないのは条文上明瞭である(ホームページ掲載の「第2戦線を考えよう」を参照)。

外の軍事行動と内の軍事基盤

“要綱”にある「武力攻撃事態」の定義(用語の意義)を読んですぐに気づくのは、その二枚舌と二枚看板の性格である。定義は1として「武力攻撃 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう」としている。しかし同時に2に「武力攻撃事態」を掲げて「武力攻撃事態武力攻撃(武力攻撃のおそれのある場合を含む)が発生した事態又は事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をい

イラスト: 志水奈那子

うと、1の事態とことなる武力攻撃事態なる概念を導入した。これは新たな自衛隊と安保協力の発動条件である。1では「我が国に対する外部からの武力攻撃」という客観的状态が必要で、かつ対応は国土限定であるのに対し、2の場合「武力攻撃のおそれ」や「予測される事態」まで含んでいる。そこでは、政府が発動の時期と地域を任意に設定できることになる。ここに新法の意図が隠されているのである。それはこの定義を「周辺事態法」第1条、目的と重ね合わせればすぐに現れることだ。そこには「この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和および安全に重要な影響を与える事態に対して我が国が実施する措置」と書かれている。つまり「武力攻撃事態法案」は「周辺事態法」と合わせ鏡のように一体なのであり、この「定義」を蝶つがいにして二つの法律は、一方は外の軍事行動=集団的自衛権を映し出し、もう一方は内の軍事基盤=国内戦時体

制確立を映す関係にあるといえる。

問われる基本的人権と自治意識

有事法が姿をあらわす時、最初に葬られるのは、人と自治である。個人や企業に対する従事命令、保管命令、地方公共団体の協力義務などは、まだ全体像をあらわしていない。しかし今回の「第1次有事法」を手始めに国家統治システム中央集権化が急速に進むだろう。基地新設を含む安保特例法の拡大も第2次以降必ずくる。基本的人権を私たちがどれだけ確立したか、自治意識が地域にどれほど根付いたか。法案審議を通じそれが試される。

国会レポート

第154回通常国会
衆議院・参議院(2002.1.21~3.2)

(作成:佐藤毅彦)

国会図書館のホームページですべての会議録を閲覧できます。安全保障問題が審議された委員会名を列挙します。

<http://www.ndl.go.jp/>

<衆議院>

1/21[本会議]、1/22[本会議]、1/24[予算委]、1/25[財務金融委][予算委]、1/28[予算委]、2/4[本会議][予算委]、2/6[本会議]、2/7[本会議]、2/12[予算委]、2/13[予算委]、2/14[予算委]、2/15[予算委]、2/18[予算委]、2/19[予算委]、2/20[予算委・参考人質疑][決算行政監視委]、2/21[予算委]、2/22[予算委]、2/25[予算委]、2/26[安保委][予算委][沖縄・北方問題特別委]、2/27[内閣委][外務委][文教科学委][経済産業委][沖縄・北方問題特別委]

質問主意書(提出日 答弁日):

金田誠一(民主)九州南西海域不審船事案への対処(1/21 2/26;質問1号)「情報公開法の運用上の問題点(1/21 3/1;質問2号)」「公務員の守秘義務とneed to knowの原則」(1/21 2/26;質問3号)「日本国憲法における国権と自衛権との関係(2/12 3/8;質問17号)

北川れん子(社民)「RI・研究所等廃棄物処理処分(1/21 3/1;質問4号)

長妻昭(民主)「アフガニスタン復興支援国際会議へのNGO一時参加拒否の理由(2/1 2/8;質問9号)」「田中眞紀子前外務大臣更迭の理由」(2/1 2/8;質問12号)「アフガニスタン復興支援国際会議へのNGO一時参加拒否の理由に関する再質問主意書(2/15 2/22;質問25号)

保坂展人(社民)「奄美沖不審船(2/7 3/8;質問14号)

東門美津子(社民)「米軍キャンプ瑞慶覧射爆場跡の土壌汚染問題(2/14 3/8;質問18号)

岡田克也(民主)「平成14年2月12日の衆議院予算委員会におけるNGO問題(2/15 2/26;質問20号)」「平成14年2月12日の衆議院予算委員会における報償費(2/15 3/1;質問21号)

<参議院>

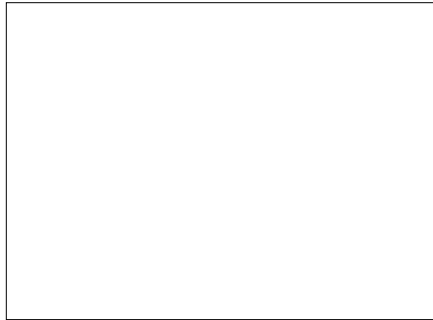
◆◀ 1ページ右下からつづく

相を世界に知らせる仕事を課題として掲げるべきとの指摘があった。

長崎会議 3月17日

共催:核兵器廃絶ナガサキ市民会議 /ピースデポ。評価委員:土山秀夫、梅林宏道。コメント:石田伯、山田拓民。

「評点が甘すぎるといふ被爆地らしい厳しい意見が相継いだ。全体として落第点であることを明確にとの意見。厳しくあるべきだが、退学させてはいけなという意見も出た。



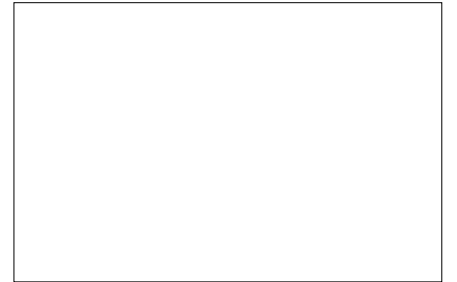
3月18日、広島での評価会議

広島会議 3月18日

共催:核兵器廃絶をめざすヒロシマの会 /ピースデポ。評価委員:梅林宏道、森滝春子。コメント:村上啓子、篠原収。

まとめ:岡本三夫。

9.11事件以後、核兵器使用の「しきい」が低くなった状況への危機感が強く出された。国際的発信と国際社会からの日本政府への圧力強化の重要性が指摘された。



3月19日、和歌山での評価会議

和歌山会議 3月19日

共催:原水禁和歌山県民会議 /原水禁和歌山県協議会 /和歌山原爆被災者の会 /核戦争防止和歌山県医師の会 /ピースデポ。評価委員:梅林宏道。コメント:松井和夫。

外務省自身の透明性の向上を課題とすべきである。CTBT、核実験モラトリアム、東北アジア非核地帯など、厳しくEを付けるべきとの意見が強かった。(梅林宏道)

1/23[本会議]、1/30[予算委]、1/31[予算委]、2/1[予算委]、2/4[本会議]、2/6[国際問題調査会]、2/7[本会議]、2/8[本会議]、2/13[国際問題調査会]、2/20[憲法調査会公聴会]、2/27[国際問題調査会][憲法調査会公聴会]

質問主意書

谷博之(民主)「国際協力におけるNGOとのパートナーシップ(1/31 2/15;質問3号)

小泉親司(共産)「米軍機の低空飛行訓練(2/1 2/22;質問5号)

櫻井茂(民主)「アフガニスタン復興支援会議へのNGO出席問題(2/8 2/26;質問8号)

◆◀ 6ページの日誌からつづく

3月22日 日韓首脳会談、対話重視の北朝鮮政策を確認。

3月22日 警視庁、ミサイルマニュアルなどを会社社長に要求したとして、在日ロシア通商代表部員を書類送検。

3月22日 北朝鮮赤十字、有本さん拉致疑惑を否定しつつ行方不明者調査再開との談話発表。

3月21-22日 米戦略核削減次官級協議。「たいへん生産的で前進」とボルトン米國務次官。

3月22日 クレバノフ・ロ産業科学技術相、北朝鮮が口原建設を提案とイタル・タスに明かす。

3月22日付 米は削減後も2400発の核弾頭保存、削減レベルも上限の2200を確保、とロイター。

3月26日 坂口厚労相、月末にシンガポールで北朝鮮閣僚と在外被爆者問題で会談と決定。29日、北朝鮮の要請で中止、厚労相は強く非難。

3月26日 防衛庁、テロ特措法に基づく自衛隊の対米協力活動の5月19日までの延長を発表。

3月27日 UNEP、旧ユーゴ空爆でNATOが使

用した劣化ウラン弾の環境報告書発表。当面は環境・健康への影響なしとの内容。

3月27日付 ロ、千島のシムシル島で凍結されていた核廃棄物の最終処分場計画を再開する動き強まったとイズベスチヤ。

3月28日 国連安保理、UNAMA創設決議を採択。

3月29日 米韓当局、全米軍基地の50%以上を11年までに返還する連合土地管理計画(LPP)に署名。龍山基地や梅香里射爆場は対象外。

3月30日 国連安保理、イスラエルの撤退求める決議案を、米国を含む賛成で採択。

3月31日 シャロン・イスラエル首相、「イスラエルは戦争の下にある」とテレビで国民に演説。

3月31日付 日ロ両政府が99年に合意した口原潜解体がまったく進んでいないことが明らかになったと朝日。日本抛出の155億円は手つかず。

沖縄

3月16日 川口外相、稲嶺知事との会談で、15年使用期限問題への明言避ける。

3月18日 米強襲揚陸艦エセックス、揚陸艦ジュノーとフォート・マクヘンリー、ミサイルフリゲート艦バンデグリフトがWBに入港。同日、出港。

3月20日 衆院沖特委、沖縄振興特措法案(沖縄振興新法)と付帯決議を可決。

3月20日 那覇防衛施設局、首相に、伊江島補助飛行場など契約拒否地の強制使用を申請。

3月27日 マイヤーズ米統合参謀本部議長、「沖縄で削減計画は当面ない」。

3月28日 那覇地裁、北谷町女性暴行事件で、被告の米軍曹に懲役2年8ヶ月の実刑判決。

3月29日 参院本会議、沖縄振興新法を可決、成立。

◆◀ 2ページからつづく

内容はすぐに本省からジュネーブとニューヨークにFAXで送られた。したがって、NPT準備委員会に参加した外交官たちは、成績表を知っていた。

「成績表」について、岡村課長を含めて、3人の責任あるポストの日本の外務省役人や外交官の反応に接した。整理された意見ではないが、次のようなポイントがあった。

厳しい成績だ。(ある外交官は、Eという点を付けて、受け取る側の感情を考えたか、と問うた。それに対して、各地の評価会議ではもっと厳しい雰囲気を受けていると説明した。)

いろいろな智慧が詰まっている報告書なので、活用できる貴重な資料と考える。

内容を十分検討する。本庁とジュネーブ軍縮本部が、タイアップして回答をしたい。

評価委員会に国際社会の声を代表するような、日本以外の国の有識者を入れるべきだ。

政治主導の必要性、国会で活発な議論が必要だという評価委員の指摘には同感である。とくに中国の核軍縮を迫る政治家の指導力が必要だ。海外のNGOからアンケートを採ってはどうか。コップに水が半分入っているときに、半分しか入っていないと見るのか、半分も入っていると見るのか、その問題意識の差がある。

智慧を得るために今後とも対話を続けたい。

米国代表部の反応

間接的な反応であるが、米国の国連

代表部を訪問した日本のあるNGOは、米国側が「日本の成績表」に言及し、日本は広島、長崎の経験があつて核軍縮に頑張っているのに、なぜ成績が悪いのかと尋ねたそうである。

これは極めて興味深く、示唆に富む反応である。米国のみならず、多くの外交筋は、核兵器廃絶について、日本の世論と政府の外交政策の間に横たわっている、断絶とも言える大きなギャップについて、ほとんど知らないと思われる。言い換えれば、日本政府と日本の市民との間の厳しい緊張関係を、外国政府関係者が充分に知る機会がなかったと考えられるのである。

日本政府は、この「無知」状態によってある程度救われていたであろう。その意味では、「成績表」は、核軍縮運動に新しい一石を投げつつあると言えるのではないだろうか。

NGOの反応

NGOの反応は、極めて良好であった。先の米国代表部の反応にも関係するが、海外のNGOにとっても、日本のNGOが政府の行動をどのように監視しているかを知るための、おそらく初めての資料という意味があると思われる。

内容に関する意見は、今後アンケートとって、系統的に集めたいと考えているが、次のような意見や反応を得た。

カナダのNGOリーダーは、日本の試みに極めて強いインパクトを受けたと語った。「この方法論は、きっと多くのNGOの刺激になる。カナダでは、政府のアカウントビリティを追求するグループがあり、軍縮問題で日本の成績表がお手本になる。」

副大統領に対しイラク攻撃への反対を表明。

3月17日 イスラマバードでキリスト教会に爆弾、米外交官家族ら45人死傷。

3月18日 東京で日中安保対話。日本側は国防費の透明性求め、核・ミサイル開発に懸念。

3月18日付 米が韓国にイージス・システム3基を売却する準備を進めているとロイター。

3月19日 テネットCIA長官、上院軍事委で証言。アルカイダは「なお脅威」、イラクとの関係も。

3月20日 フーン英国防相、イラクなどのWMD開発への核抑止効果に疑問の表明。議会で。

3月20日 フライシャー米報道官、北朝鮮が「今年には核開発を凍結しているとの認定はできない」、IAEAの査察受け入れを要求。

3月20日付 アルカイダはBCW開発したが製造、取得には至らずと米政府が結論とNYT報道。

5ページ中段へつづく →◆

日誌

2002.3.16 ~ 3.31

(作成:川崎哲、中村桂子)

BCW=生物・化学兵器 / CIA=米中央情報局 / EU=欧州連合 / IAEA=国際原子力機関 / NATO=北大西洋条約機構 / NYT=ニューヨーク・タイムズ / UNEP=国連環境計画 / UNAMA=国連アフガニスタン支援派遣団 / WB=ホワイトビーチ / WMD=大量破壊兵器

3月16日 プロディEU委員長、イラク攻撃に關して「将来の米軍の行動を心配」と懸念表明。

3月16日 アブドラ・サウジアラビア皇太子、米

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、佐藤毅彦、津留佐和子、村上由美、梅林宏道

新刊案内 前田哲男・編著

岩波小辞典 『現代の戦争』

趣旨:新兵器・戦術、いぜん続く核拡散、各国・各地域での紛争、日本の「有事」すなわち戦争への傾斜など、軍事・安全保障の諸問題について市民的立場から平易に解説し、「人間の安全保障」をあらためて提起する。アジア太平洋戦争から現在、そして未来を扱うコンパクトながら包括的な辞典。

5月8日発売

編著者:前田哲男

著者:河辺一郎・瀧澤厚

定価:2600円+税

書店にてお求めください。

「カナダは国際舞台では、軍縮問題で評価されているが、国内的にはナヌース湾の魚雷試験施設や米国との軍事協力について、矛盾した行動をとっている。国内的な課題と結びつける成績表の方法論が参考になる。」

前述のリーチング・クリティカル・ウィルは、「日本の成績表」自分たちのウェブに載せたいので、ぜひ電子情報が欲しい、と語った。また、前述したように英国のCNDとは、今後のタイアップした活動が話し合われた。オランダのNGOリーダーは、NATO・ファイブで同様なことができるかどうか検討したいと語った。

中堅国家構想(MPI)の運営会議では、ロウチ議長が「短期間にできる作業ではない。敬意を表したい」と述べ、全員が拍手を送った。(梅林宏道)

なお、成績表(日・英)については事務所までお問い合わせください。

今号の略語

CND=核軍縮運動

CTBT=包括的核実験禁止条約

NATO=北大西洋条約機構

NGO=非政府組織

NPT=核不拡散条約

PPND=核不拡散促進プログラム

WILPF=自由・平和国際婦人連盟

ピースデポ電子メールアドレス

事務局 <office@peacedepot.org>

梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>

川崎哲 <kawasaki@peacedepot.org>

中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>